

高校生の政治活動の自由についての一考察

大西 齋

A Study on Freedom of Political Activity of High School Students

Hitoshi Onishi

要 旨

教育行政が高校生の政治活動の自由に対してどのような内容の通達等を出して規制や指導を行ってきたのかを歴史的経緯を含めて考察していく。そのうえで国民投票権や選挙権が18歳以上への選挙権年齢引き下げを契機に高等学校での政治活動のあり方が論じられることになる憲法上の問題点を検討していく。なかでも高校生の政治活動制約の合理性を見解の異なる立場の双方より考察していくことにする。高校生の政治活動に及ぼす教員の影響について教育基本法14条を基点として、教育公務員特例法18条1項、国家公務員法102条1項、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法を検証することにより現行法の課題についても論証していくことを考えていく。また、学外の高校生の政治活動における届け出制のあり方について検討し、都道府県格差の問題点について論述を深めていくこととする。最後に、高校生の政治活動に積極的に参加することの課題を学校の平安の維持との関連から自己の見解をまとめていく。

キーワード：高校生、政治活動、選挙権、投票権、通達

問題の所在

国民投票法が投票年齢を18歳とすることにもない、公職選挙法も選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が平成27年6月17日に成立した。選挙年齢が18歳以上に引き下げられたのを踏まえて、高校生の政治活動をどう捉えるかという課題が生じてくる。なかでも、①学内と学外の高校生の政治活動を同等に認めていくことができるのかということや、②学外の高校生の政治活動を教育機関が認めるとした場合どこまで認めることができるのか、③学外の高校生の政治活動を教育機関が制約することは思想信条の自由との関連で問題がないのか、④学外での政治活動の取り扱いについ

て地方分権との関連で都道府県間格差をどのように考えていくのかなど多くの問題が挙げられる。

1. 高校生の政治活動と行政庁通達

東西冷戦の激化を背景に、昭和29年に当時の義務教育諸学校における政治的中立に関する教育二法が論争の末成立した。いわゆる「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」と「教育公務員特例法の一部を改正する法律」である。前法は教員を教唆せん動して特定の政治教育を行わせることを禁止することを目的としており、後法は教員の政治的行為を制限することを立法趣旨としている。この二法は、後に行政庁による高等学校での生徒の政治活動の制約にも大きな影響を与え

ることになる。以下、高校生の政治活動に関しての過去の文部省通達と、平成27年10月29日文部科学省初等中等教育局長通知に影響を与えた平成27年7月8日自民党政務調査会の提言について考察していく。

(1) 昭和35年文部省通達

昭和35年（1960年）6月21日、各都道府県教育委員会あての文部事務次官通達（文初中321）「高等学校生徒に対する指導体制の確立について」によれば、高等学校の生徒などをそそのかし政治デモなどへ参加させようとする動きがあるので、「外部からの不当な勢力に乗ぜられて生徒会や生徒などが、政治活動にまきこまれることのないよう教職員一体となって生徒の指導体制を確立し、高等学校教育の本来の目的の達成にいつそう努力する必要」があり、そのためにも適切な指導を行うことを示達したものである。ただ、この時点では、「高等学校の生徒会活動は、特別教育活動として、学校の教育課程として行なわれる教育活動であり、その目的は、当該高等学校の学校生活を豊かにするためのものであって、学校外の問題を対象とするものではないことを念のため申し添え」としていた。

ところが、外部の団体のなかには高等学校の生徒会を使って横断的に生徒を団結させて政治活動に用いる動きが生じてくる⁽¹⁾。そこで、昭和35年12月24日都道府県教育委員会などに宛てた文部省初等中等教育局長通達（文初中505）「高等学校生徒会の連合的な組織について」において、高等学校生徒会の連合組織などを結成して、本来の「高等学校の学校生活を豊かにすることを目的として、学校の教育課程として行なわれるべきもの」から逸脱した行為を行うおそれが出てきており、「連合組織が結成されれば、生徒会活動は、外部の好ましくない勢力によって支配され、学校の指導も及びがたくなることはこれまでの実際例に徴しても明らかであり、それはもはや学校の教育課程の範囲から逸脱している」ことになるのであり、「このような見地から、高等学校生徒会の全国的または地域的な連合組織などを結成したり、それに参加することは、教育上好ましくない」

とした。そしてこのことを「貴管下の各高等学校に対し、この趣旨を徹底し、生徒会活動についてそれぞれの実情に即して適切な指導が行なわれる」ように留意する通達が出されるに至る。しかし、本通達は現在も存立しており、疑念を呈する見解もある⁽²⁾。

(2) 昭和44年文部省通達

昭和44年（1969年）10月31日に、文部省初等中等教育局長通達（文初高第483号）「高等学校における政治的教養と政治的活動について」を出した。

そのなかの書き出しでは、「大学紛争の影響等もあって、最近、一部の高等学校生徒の間に、違法または暴力的な政治的活動に参加したり、授業妨害や学校封鎖などを行なったりする事例が発生しているのは遺憾なことである。このようなことを未然に防止するとともに問題に適切に対処するためには、平素から、教育・指導の適正を期することが必要であるが、特に高等学校教育における政治的教養を豊かにするための教育の改善充実を図るとともに他方当面する生徒の政治的活動について適切な指導や措置を行なう必要がある」としている。

この昭和44年の通達を出した背景には、学校内外の政治活動が活発化して高等学校にまで政治的活動が飛び火してそのような動きを規制する必要性に迫られていた。それは、「高校に学生運動が波及し、教室に机のバリケードができるといった時代背景があった」⁽³⁾からであり、現に昭和42年11月の第二次羽田事件では、50人あまりの高校生が参加して6人が公務執行妨害で逮捕されている。また、ベトナム戦争反対、国防教育反対、王子野戦病院反対集会への参加や、昭和43年10月21日の反戦デーには反日共系だけで900人の高校生が参加した⁽⁴⁾。当時は、「高校で何らかの政治的組織のあるのは約千校、4校に1校の割合で影響」⁽⁵⁾がおよんでいた。

これら昭和35年および昭和44年の通達により、高等学校における生徒会活動は政治性はおろか自主性も喪失してしまい、学校にとり都合のよい利用手段として、あるいはお飾りになってしまい学校行事の遂行部隊のようになってしまったという見解⁽⁶⁾もある。

昭和44年通達が、教育的な観点からみて生徒の政治的活動が好ましくない理由としては次のものが挙げられている。①生徒は未成年者であり刑事・民事上の取り扱いは成年者と異なるし、参政権が与えられておらず未成年者が政治活動を行うことを期待していない。②心身の発達過程にある生徒が特定の政治的な影響を受けることのないように保護する必要がある。③生徒の政治活動は、学校が将来の国家・社会の有為な形成者として必要な資質を養う政治的教養の教育の目的の実現を阻害することになりかねない。④生徒の政治的活動は、学校外での活動であったにしてもそれが学校内に持ちこまれることにより、現実には学校の外と内との区別なく政治活動が行われ、他の生徒に好ましくない影響を与えるおそれがある。⑤一部の生徒の政治的活動のなかには、違法、暴力的なものの活動になる可能性の強いものがあり、非理性的な衝動に押し流され不測の事態を招くことにもなりやすく生徒の心身の安全に危険がおよぶことがある。⑥生徒が政治的活動を行うことにより、学習がおろそかになったり、勉学への意欲を失なってしまうおそれがある。これらのことより、生徒の政治的活動を規制について、公共の福祉の観点から制約が是認されるとする。

そのうえで生徒の政治活動の制約の理由としては、第一に、学内では、授業の他、クラブ活動、生徒会活動等も学校の教育活動の一環として、生徒が政治活動の手段の場として利用することは許されず、学校が禁止するのは当然のこととする。第二に、生徒が学校内に政治的な団体や組織を結成することや、放課後、休日等においても学校の構内で政治的な文書の掲示や配布、集会の開催などの政治的活動を行うことは、教育の場が政治的に中立であることが要請されていること、他の生徒に与える影響および学校施設の管理面等から、教育に支障があるので学校がこれを制限、禁止するのは当然とする。第三に、学校外で放課後、休日等に行われる生徒の政治的活動について、「生徒が心身ともに発達の過程にあつて、学校の指導のもとに政治的教養の基礎をつちかっている段階であることなどにかんがみ、学校

が教育上の観点から望ましくないとして生徒を指導することは当然であること。特に違法なもの、暴力的なものを禁止することはいうまでもないことであるが、そのような活動になるおそれのある政治的活動についても制限、禁止することが必要である」とする。この第三の点が平成27年10月29日の文部科学省初等中等教育局長通知においてどのように変節するのか課題といえる。

(3) 自民党政務調査会の提言

①学校教育の混乱を防ぐための提言

自民党は、平成27年7月8日に「選挙権年齢の引下げに伴う学校教育における対応」という提言を行っている。提言の基底にあるのは、学校で生徒が有権者として必要な教育を受け素養を涵養していくことの重要性を説いている点である。提言は大きく三点から行われている。第一に、政治参加等に関する初等中等教育の抜本的充実、第二に、混乱を未然に防ぐための学校における政治的中立性の徹底的な確立、第三に、大学、家庭、政治やマスコミなど社会全体での取組の充実である。

第一の点については、「主権者として求められる知識の習得や自覚を高める教育を抜本的に充実させる」ことを指針としている。

第二の点については、「高校生の政治活動について学校に政治的イデオロギーが持ち込まれたり、学校が政治闘争の場になったりして混乱することを断固として避けるため」の方策として、昭和44年の文部省初等中等教育局長通知を公職選挙法改正に伴って見直しつつも、「高校教育の目的を達成する観点から、高校生の政治的活動は学校内外において生徒の本分を踏まえ基本的に抑制的であるべきとの指導を高校が行えるよう、政府として責任をもって見解を現場に示すべき」だとする。また、教員の「指導や政治的活動については、政府としてその政治的中立性の確保を徹底すべき」であると同時に、「政治の責任において、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための教育公務員特例法等の改正を行い、偏向を防ぐための具体的手立てを確立する」ことの必要性を説いている。

第三は、大学における取り組みや家庭、政治、マスコミなどの社会全体で啓発を通じて子ども達や若者の政治参加意識の向上に取り組むことの必要性を説いている。

②具体的な方策

この第一点から第三点の提言について具体的な方策として同党は、さらに詳細に検討を行っている。なかでも最も重要なのは第二の点の「混乱を未然に防ぐための学校における政治的中立性の徹底的な確立」についての提言と考えられる。同党は、「公職選挙法改正を契機に政治参加等に関する教育の充実を図ることは当然であるが、一方で、学校に政治的イデオロギーが持ち込まれたり、学校が政治闘争の場になったりして混乱すること」を危惧し、そのために、三つの取り組みの必要性を説く。

それは、①高校生の政治活動は学校内外において生徒の本分を踏まえて基本的に抑制的であるべきとの生徒への指導を高等学校が行えるように行政庁が現場に示すことである。それは、高校生が現実の社会で一党一派に偏った政治活動に巻き込まれることにならないようにしなければならないからである。

②教員の政治活動について行政庁はその政治的中立性の確保を徹底すべきとする。政治参加などに関わる教育を行ううえにおいて、教員の個人の考えや特定のイデオロギーを児童・生徒に押しつけることがあってはわが国の民主政治の根底を揺るがしかねないとする。

③「教育公務員特例法」を改正して、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すことの必要性であり、「地方公務員法」を改正して、教職員組合の収支報告を義務づける。「義務教育諸学校における教育の政治的中立性の確保に関する臨時措置法」を改正することにより法の適用の対象を義務教育諸学校限定から高等学校等に拡大することの必要性を説く。

また、私立学校においても、教育的中立性の確保を図るため教育基本法や公職選挙法等の趣旨を厳守させるべきであるとする。

(4) 平成27年10月29日文部科学省通知

(昭和44年通知の見直し)

昭和44年通知では、高等学校の校内校外を問わずに放課後や休日であっても、高校生の政治活動は一定の制約を受けることは上述したとおりである。その背景には高校生は、基本的に未成年者であり、参政権が与えられていないので政治活動を行うことを期待していないというものであった。ところが、国民投票の投票権に引き続き公職選挙法が改正され選挙権が18歳以上に引き下げられた（平成28年6月19日施行）。これにより一部の高校3年生にも投票権や選挙権が与えられることになった。そこで従来の昭和44年通知の見直しの必要性が重要になってくる。

平成27年10月29日文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」では、大きく三点の留意事項を明示している。

第一に、「高等学校等における政治的教養の教育」である。それは、教育基本法14条1項の趣旨にのっとり高等学校等においても政治的教養の教育を実施して国家・社会の形成者としての資質や能力を育む力を涵養することの大切さを示している。同時に、政治的教養の教育を実施するに際して教育基本法第14第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められることに留意する必要がある。

第二に、「政治的教養の教育に関する指導上の留意事項」として、①政治的教養の教育は、学習指導要領に基づき適切に行うこととする。なかでも「指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること」の重要性を説いている。②政治や選挙について理解を深めさせること。③学校が政治的中立性を確保しつつ、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。④実践的な投票方法などを指導すること。⑤教員の地位利用や、言動が生徒の人格形成に与える影響力が大きいことに留意すること。

第三に、「高等学校等の生徒の政治的活動等」において、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を取り入れることにより、現在と未来のわが国の在り方を決める政治に反映させていくことの意義は重要とする。しかし、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるとされる。この制約について具体的には、①教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。②放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。③放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動では、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することの必要性を説く。また、生徒が政治的活動等に熱中するあまり、学業や生活などに支障があると認められる場合や、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、または生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限または禁止する。さらに生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように留意することが大切とする。ただ、本通知が昭和44年通知と根本的に異なるのは、放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うも

のであるとしていることである。

本通知の趣旨は、学校や教員は中立に政治的教養の教育を行い、そのうえで生徒が自主的な判断に基づいて学外で政治活動を行うことに対しては基本的に自由としている点である。

2. 高校生の政治活動と憲法問題

(1) 高校生の政治活動制約の合理性

平成27年7月8日の自民党政務調査会の提言や、平成27年10月29日通知では、「生徒の本分」、「学業への支障」などを理由に高校生の政治活動に介入・干渉できディベートなどでの政治的発言を校内であることを理由に抑制できることになる。

自民党の提言では、高校生の政治活動は学校内外において生徒の本分を踏まえ基本的に抑制的であるべきとの認識を前提に、政治参加等に関する教育の充実と高校生の政治的活動を峻別しようとしている。また、文部科学省の平成27年10月29日の通知では、学校外での政治活動は基本的に容認するが、学業に支障が発生した場合等は禁止することも可能としており、学校内の活動は原則として禁止されている。これでは、結果的に「生徒の本分」という言葉や、「学業への支障」があるなどを理由に高校生の政治活動に介入・干渉することができることになり、「校内であること」を理由に制約することが可能となる⁽⁷⁾。

この点、田中隆氏は選挙権や国民投票権を有する18歳以上の者が、「政治的主張の実現のために政治的活動を展開するのは、あまりにも当然で、高校生であるがゆえに制約される理由」にはならないという。このことは、たとえ18歳未満であっても政治に関心や興味をもち、政治的意見を発信することも当然で、そうでなくては18歳になったときに選挙権や国民投票権を自己の信念に基づき適正に行使することはできないことを意味する。そのように考えてくるとこの自民党提言や、昭和44年通知の見直し案は、「高校生の人権主体性を否定しているに等しい」⁽⁸⁾という。そもそも自民党の提言では、「中高生の『政治参加等に対する意識』が低く、高校生が選挙違反を犯す危険があるとの認識が前提にされて」おり、こ

の点自体に問題があるとする⁽⁹⁾。同様に自民党の提言では、多くの選挙違反の事例を並べて「公選法違反への懸念」を強調しているが、このような教育では青年層をかえって選挙から遠ざけることになってしまうといえる⁽¹⁰⁾。

言論・表現の自由は、すべての国民に保障された基本的人権であり、未成年者といえどもその例外ではない。このことは子どもの権利条約13条の「子どもは表現の自由への権利を有する」ことから明らかである。そもそも人権の行使が制約されるのは、他人の人権を侵害する場合などの例外的な場合に限定されねばならない。「本分」「学業」や「校内」はこうした場合に該当しないことは明らかである⁽¹¹⁾という論説がある。

そもそも政治参加に対する意識について、「青年層の投票率が低いのは、民意と乖離した選挙制度のもとで、青年層の期待を引き出せないほどに劣化した政治の責任」であり、青年に責任転嫁をしてはならないとする⁽¹²⁾。

ただ、これらの論の主張をストレートに受けるとそもそも学内はおろか授業中の生徒の政治活動の制約すら困難になるという難点がある。また、その背景にある学校や教員の教育の中立性を担保することすら困難になるおそれがあるといえよう。そうなったときに学校が政治闘争の場に巻き込まれかねないといえる。特定のイデオロギーによって支配されたり、イデオロギー対立が教員や生徒の学校生活に及ぼす影響は計り知れないといえる。その意味では通知にある生徒の政治活動は一定の制約の下にあるべきといえる。

(2) 高校生の政治活動に及ぼす教員の影響

自民党提言の「教育公務員特例法」を改正して、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すことの必要性と、「地方公務員法」を改正して、教職員組合の収支報告を義務づけることについては、「学校教育に政治的なイデオロギーが持ち込まれることがあってはならない」ということを強調したのである。

なかでも「高校生の投票が可能になり、若者の政

治への関心を高める主権者教育が必要とされる。自民党には『日教組の教員が偏った教育をしかねない』との警戒感があり、地方公務員法改正で教職員組合に収支報告を義務付けることも盛り込んだ⁽¹³⁾ものといえる。同様に、「日本教職員組合（日教組）が組合出身の候補者を積極的に支援したりするなど選挙運動に関与してきた過去を踏まえ、組合の収支報告を義務付ける地方公務員法改正も盛り込んだ⁽¹⁴⁾」のである。

田中隆氏は、18歳の選挙権と教職員組合の収支報告はまったく関係がないという。それは、教職員組合を権力者である国家機関の監視下におくことを主眼とした「悪乗り便乗」であり、「特定の組織に対して断定的に権力的統制を認めるもので、結社の自由、団結権、教育の自由の侵害になることも明白である」と述べる。

同氏の論拠は、高校生の政治参加に関する教育を充実させるには、教職員自体が政治的認識を高めていき、教員自らの政治的見解を表明できる資質を身につけて、高校生との対話につとめなければならないということである。また、教職員の政治的活動では昭和44年通知は、「教師の見解そのものも種々の見解の中の一つであることをじゅうぶん認識して教師の見解が生徒に特定の影響を与えてしまうことがないように注意すること」としている。この通知自体が高校生の政治的活動を全否定したものであり、教職員の政治的見解の表明そのものは禁止していなかったことになるという。その点、文部科学省の平成27年10月29日の通知では、「教員が個人的な主義主張を述べないこと」が要求されており、「高校生の政治活動を条件付きで認めるのと『引き替え』に、教職員には『口を閉ざせ』と言っていることにしかない」という。そしてこのことは結果として、教職員の発言を法的に抑制することになり、主権者たろうとする高校生に対する侮辱になる。それはとりもなおさず、主権者教育そのものを阻害することにならざるを得ないという⁽¹⁵⁾。

高校教育での政治的中立に関して、時事通信社は、47都道府県の選挙管理委員会と都道府県教育委員

会を対象にアンケートを行ったところ、「全国の8割に当たる37教委が『確保できる』と回答し、理由として『教員の指導の徹底』などを挙げた」¹⁶⁾。ただ、毎日新聞が公民科や主権者教育を担当する47都道府県の高校教員に、「高校教育での教育の中立性」に関してアンケート調査をしたところ6割が前向きに受け止めているとする反面、「確保できるかどうか不安や戸惑いを感じている」と主権者教育の担い手の多くが政治的中立を巡って悩む姿が浮かんだ¹⁷⁾。

いわば教育行政庁と現場の教員とでは政治的中立に対する意識に温度差があるといえる。高等学校で授業を行う教員を教育行政が指導しきれるかといえは現実的にはかなり厳しいものがある。

高等学校の授業において教員の主義主張によって生徒が感化され特定のイデオロギーの政党や政治団体の活動に傾倒するとすれば大問題である。純粋な生徒ほど教員の一方的イデオロギーに基づく教育に感化されやすいものである。その意味でも法令の適正な運用が大切になってくる。

現状では教育公務員については、教育基本法14条2項における教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持または反対のための教育や政治的活動をすることが禁止されている。そもそも教育基本法第14条は、学校教育における政治教育の限界を明示して、特定の党派や団体の政治教育を禁止することによって教育の政治的中立を確保することを目的としている。それを具体化するために、教育公務員特例法18条第1項で教育公務員の政治的行為の制限を国家公務員の例によるものとして政治的行為の制限を国家公務員と同等とした。これにより地方公務員に比べて、教育公務員の場合は、国家公務員法102条1項および人事院規則で定められた政治的行為が制限されることとなり制限の内容が厳しくなっている。

また、公職選挙法においても、公務員や、教員等が学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用した選挙運動をすることが禁止されている。

教員が具体的に学校での教育の中立を確保する法律は、「義務教育諸学校における教育の政治的中

立の確保に関する臨時措置法」である。この法律は、教育職員の活動に対し直接規制を加えるものではないが、何人に対しても、義務教育に従事する教育職員を相手方として、特定の目的や特定的手段によって、政治上の一党一派に偏した教育を行うように教唆・せん動することを禁止している¹⁸⁾。しかし、この法律は義務教育諸学校に限定されており、高等学校の授業で政治的中立を逸脱し偏向した教育に適用されるものではない。現状での高等学校での授業の中立の実効的法令は平成27年10月29日通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」に依拠しているといえる。けだし、これは明らかに法の欠缺といえる。これでは教員の教育の自由の名の下に主観的なイデオロギー教育を実施したとしても制約の無い状態といえる。早期に「教育公務員特例法」を改正して、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すことや、「地方公務員法」を改正して、教職員組合の収支報告を義務づけること。「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」を改正することにより法の適用の対象を義務教育諸学校限定から高等学校等に拡大し、罰則強化の必要性を感じるものである。

3. 学外の高校生の政治活動

一政治活動の届け出制と都道府県格差一

2016年3月17日の中日新聞に、高校生の政治活動は1970年安保闘争の頃「規制されて以来、18歳選挙権の導入に合わせて認められた高校生の校外での政治活動。地域や学校によっては、事前の届け出が義務づけられる可能性があることが分かった」という記事が掲載された。また、同日の産経新聞の報道には「政治活動の届け出 愛媛県立高義務化」という記事がある。選挙年齢が18歳以上に引き下げられるのを踏まえ、愛媛県下の県立学校は、「平成28年度から校則を改定し、生徒が政治活動に参加する際に学校への事前届け出を義務化する」になった。愛媛県では『「政治的活動等に対する生徒指導に関する校則等の見直しについて』と題した文書を配布し

た。その中で、1週間前までに届け出る事項の中に『選挙運動や政治的活動への参加』を追加する変更例をしめしていた」とされている。また、文部科学省が都道府県教育委員会に示した指針によれば、安全面の配慮などを理由にして、学校が生徒に事前の届け出を求めることは、高校生の政治参加を学校の判断に委ね、禁止しないとしている。しかし、届け出制を検討している教委もあり「高校生の活動を萎縮させる恐れがある」との声が出ている¹⁹⁾。

この高校生の学外での政治活動の届け出に関しては、都道府県により生徒が学校に届け出をすることの有無をめぐって判断に相違がある。

文部科学省は通知において概要を示してはいるが具体的な指針を明示していない。都道府県により届け出に相違があるのは好ましいことではない。地方分権を尊重することは理解できるが、都道府県が全国バラバラの方向性では教育現場における政治活動の一貫性の面からの問題を孕んでいるといえる。

結びにかえて

高校生が政治に積極的に参加することの意義を説く見解もある²⁰⁾。

国民投票の投票権や選挙権を18歳以上に引き下げることはそもそも若者が声を上げて得た権利ではない²¹⁾。このことは、第189回国会衆議院「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の井野俊郎委員の質問にもでている。それは、「参政権というものは、当初、明治維新から始まり、いわゆる議会設立建白書等により、国民の側から参政権を求めてさまざまな活動がありました。議会が設立され、その後、選挙は行われましたけれども、普通選挙というものは行われなかった。そういう中で、国民の側から普通選挙実施等の要求、そして、戦後においては女性の参政権、そういう歴史的な経緯がございます。それはいずれも国民の側から、いわゆる参政権というものを欲しいんだ、政治に参画したいんだという多くの国民のそういう盛り上がりから、過去の参政権、現在の普通選挙権の歴史があるわ

けでございます。しかしながら、私が思いますに、現時点で、では、若い人からのそういう声が上がっているのかなというのと、ちょっと、実のところどうなのかなというふうに思うところはございます²²⁾というものが目にとまる。

「問題は、教育者に対する児童、生徒および学生への影響力の制約方式である。修正内容は、『教育者はその地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行いようような影響力（学校の児童、生徒及び学生に対する影響力）又は便益を利用して、国民投票運動をすることができないものとする』としつつ、『ただし、違反した場合の罰則は設けないものとする』とされている。このように違反者に対して罰則を設けないということは、教育現場で大きな混乱をもたらすことになるのではなかろうか。とくに、「イデオロギーに深く染まっている教師は、本来、静謐であるべき教室を煽動、遊動の場とするであろうことが、容易に想像される」²³⁾という論調は傾聴にあたいする。

上述したように、一日も早い法の適正な整備が望まれる。

注

- (1) 高柳直正「高校生の政治活動と規制の論理」（首都大学東京編『人文学報』71号）1969年、35頁。
- (2) 小野田政利「18歳選挙権と1969年通達・2015年通知」（『内外教育』6470号）時事通信社・2016年1月15日、4～5頁。
- (3) 産経新聞「土台となる教養高めたい」（社説）、平成27年10月9日。
- (4) 高柳・前掲論文35頁。
- (5) 毎日新聞、昭和43年11月1日。
- (6) 小野田・前掲論文4～5頁。
- (7) 田中隆「18歳選挙権・国民投票権と教職員・生徒の政治的活動」（『人間と教育』No88）民主教育研究所・2015年12月、63頁。
- (8) 田中・前掲論文63～64頁。
- (9) 田中・前掲論文62頁。
- (10) 田中・前掲論文63頁。
- (11) 田中・前掲論文63頁。
- (12) 田中・前掲論文62～63頁。

- (13) 日本経済新聞、平成27年7月2日。
- (14) 産経ニュース、平成27年7月2日 21:27
〔<http://www.sankei.com/politics/news/150702/plt1507020019-n1.html>〕(平成27年7月3日最終確認)
- (15) 田中・前掲論文64～65頁。
- (16) 「政治的中立『確保できる』が8割」(『内外教育』6478号)時事通信社・2016年、7頁。
- (17) 毎日新聞、2016年6月9日 07時30分
〔<https://mainichi.jp/articles/20160609/k00/00m/040/099000c>〕(2017年5月26日最終確認)
- (18) 総務省「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」
〔http://www.soumu.go.jp/main_content/000382036.pdf〕(2017年5月26日最終確認)
- (19) 毎日新聞、2016年2月21日 20時58分〔<http://mainichi.jp/articles/20160222/k00/00m/040/068000c>〕(2017年5月25日最終確認)
- (20) 戦争法制と安倍政権をギリギリに追いつめた市民の立ち上がりには、はじめて選挙に行く未成年者の地響きもあり、今もかわっていない。「地響きに畏怖する政府・自民党は、高校生の政治活動を最小限度に封じ込めようとし、教職員への権力的抑圧を強化しようとする

るだろう。だが、その策動は、市民や学生・青年の生み出す地響きそのものへの挑戦とならざるを得ない」。田中・前掲論文65頁。

「政治への積極的関わりという観点で考えると、選挙権年齢引き下げだけでは不十分であり、被選挙権年齢も引き下げ、若い世代の声を政治に反映させるべきであろう。」池谷知明「開かれた政治社会を確立せよ！」(『改革者』2016年2月号)政策研究フォーラム・2016年、7頁。

- (21) 産経ニュース、平成27年12月21日20時38分。自民党が平成28年夏の参議院選挙を見据えて大学生との意見交換会を開いたところ、「『18歳投票権』については『突然降ってきた権利のよう』などと戸惑う声も目立った」。
- (22) 衆議院「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」第3号、平成27年5月28日。
- (23) 西修「改革者の主張憲法改正国民投票法の諸問題ーいびつな土俵では公正な投票とまらないー」(『改革者』2007年3月号)政策研究フォーラム・2007年、8頁。

(おおにし ひとし) 東京未来大学